

女性デジタル人材育成・就労支援モデル事業業務委託 質問受付及び回答一覧

受付番号	該当箇所	質問内容	回答
1	「企画提案公募実施要領」7(4)	上記様式③、④ともに様式のタイトルはそれぞれ下記の通り「票」が「表」となっております。 会社概要等整理表（様式第5号） 受託実績整理表（様式第6号） 上記同一のものとして、様式のタイトルはそのままで作成し、提出して「整理票」として提出すればよろしいでしょうか。	申し訳ありません。 ご指摘のと通りの対応とさせていただきます。
2	「企画提案公募実施要領」8	プレゼンテーションの会場にはパーソナルコンピューター（PC）の持ち込みは可能でしょうか？ 可能な場合、 -資料の投影の可否 -投影は不可のプレゼンターが手元資料参照のための使用の可否 をご教示願います。 PCの持ち込みが不可の場合、事前に提出する提案書と資料にてプレゼンテーションをさせていただくという認識でよろしいでしょうか？	パソコン持ち込み及び資料の投影は可能です。
3	「企画提案公募実施要領」様式【様式第1号】 企画提案参加申込書	ホームページに掲載されている上記様式一式では、「会社概要等整理表」は【様式第5号】となっており、【様式第3号】は「女性デジタル人材育成・就労支援モデル事業業務委託に係る企画提案質問票」となっております。 2 添付書類 会社概要等整理表（様式第3号及び会社パンフレット等）の様式第3号は様式第5号と読み換えてもよろしいでしょうか。	申し訳ありません。 ご指摘のとおり、読み換えてください。
4	「仕様書」4(1)①	想定されている受講者のITリテラシーについて目安をお聞きしたいです。 またご認識されている県内のITリテラシー習度合いについてもすでに情報がありましたらお聞きできればと思います。	Word、Excel、PowerPointの使用経験がある方を想定しておりますが、パソコンスキルがない方であっても受講意思が強い方については受け入れたいと考えています。 県内のITリテラシー習度合いについての情報は持ち合わせておりません。
5	「仕様書」4(1)①	在職中の方も時間の都合がつけば受講は可能でしょうか。	可能ですが、就労支援までが委託業務となっているため、在職者の場合、兼業・副業希望者や転職希望者等が想定されると思います。

6	「仕様書」 4(1)③	SAPやRPAなどITリテラシーを有している方を対象にした講座を想定されていますが、事前に確認テストなどを実施しても差し支えないでしょうか。	受講予定者のレベルを事前に確認する意味でテストをすることであれば問題ありません。
7	「仕様書」 4(1)③	該当の申込者が合格した場合は個別対応を予定しており、別途パソコン等を手配することとなる想定です。その場合に手配するパソコンの台数に上限を設定させていただくことは可能でしょうか。	受講希望者がパソコンを所持していないことにより、受講の機会喪失とならないよう、可能な限り配慮をしていただきたいと思います。
8	「仕様書」 4(1)③	パソコンの提供は販売をする前提でよろしいでしょうか。	パソコンを所持していなくても講座及び就労支援期間中に作業が滞りなく行えるよう、受託者がレンタル等で調達し、受講者に無償で貸し出していただくことを想定しています。
9	「仕様書」 4(1)④	受講申込者の「児童扶養手当受給者」「住民税非課税世帯」の対応について、いずれの情報も市町村管轄の個人情報と認識しており、弊社では情報入手ができません。弊社の対応としましては、オンラインの申込フォームで「児童扶養手当受給者」/「住民税非課税世帯」に該当し受講料無償を希望するかの設問で自己申告していただく方法を検討しておりますが、受給資格の裏付けは自治体様で調査いただくか、本人に証明書を提出していただくことになるかと思われます。弊社がとるべき対応について、ご教示いただけますでしょうか？	受講申込み時に児童扶養手当受給者・住民税非課税世帯に該当するかの申告をしてもらい、受講決定時は次の書類を提出してもらうことにより確認するようにしてください。 確認書類 ・児童扶養手当受給者：児童扶養手当証書の写し ・住民税非課税世帯等：市町村民税の課税証明書（市町村民税所得割の金額が記載されたもの）
10	「仕様書」 4(1)④	受講者へ徴収金額については契約開始後に要協議でも問題ないでしょうか。	問題ありません。
11	「仕様書」 4(2)②	就労支援は、県内の企業・事業所への就労を原則とするものでしょうか。首都圏への就労を希望する場合、自主性に任せるべきかどうかなど。	県内企業への就労に限らず、本人の希望により、県内にいながらテレワークによる県外企業への就労や委託業務案件による就労なども想定してます。